

島田市健康増進計画等策定公募型プロポーザル募集要項

令和5年4月

島田市健康福祉部健康づくり課

1 趣旨

この要項は、第4次島田市健康増進計画・第4次島田市食育推進計画・第2次島田市自殺対策計画（以下「島田市健康増進計画等」という）策定業務委託（以下「業務」という）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

島田市健康増進計画等策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市健康増進計画等策定業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 予算額

3,652,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 事業の概要

第4次島田市健康増進計画・第4次島田市食育推進計画・第2次島田市自殺対策計画策定に係る業務

3 担当課

〒427-0041

静岡県島田市中河町283番地の1
島田市健康福祉部健康づくり課

TEL 0547-34-3281

FAX 0547-34-3289

E-mail kenkou@city.shimada.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和5年4月5日（水）
質問の締切	令和5年4月14日（金）
質問への回答	令和5年4月19日（水）
応募締切（応募書類の提出期限）	令和5年4月24日（月）
選定会の実施	令和5年5月1日（月）
選定結果の公表	令和5年5月10日（水）
契約の締結	令和5年5月中旬 ※予定

5 応募手続

(1) 募集の実施

島田市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問しようとする者は、質問書（様式1）に必要事項を記入して、健康づくり課にEメールにて提出する。
- ・質問の受付期間は、令和5年4月5日（水）午前8時30分から令和5年4月14日（金）午後5時15分までとする。
- ・質問に対する回答は、令和5年4月19日（水）から島田市ホームページにて公表する。

(3) 応募書類等の受付

応募者は、次のとおり応募書類及び提案書を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ①受付期間 令和5年4月5日（水）から令和5年4月24日（月）まで
- ②受付時間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
- ③提出先 島田市健康福祉部健康づくり課
- ④提出方法 島田市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、③の提出先に持参又は郵送すること。なお、提出した書類は返却しない。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とし、提案書提出時の説明は受け付けない。
- ⑤提出書類 P4 別紙1のとおりとする。（任意の様式でも可とする。）
- ⑥提出部数 9部

(4) 選定会

①実施日時等

令和5年5月1日（月）に行う。なお、時間及び場所については、後日応募者に通知する。

②出席者

出席者は4名以内とする。

③選考会の内容

提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答20分程度の40分程度を予定する。なお説明は、先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- イ 島田市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者。（委託業種のその他）
- ウ 応募書類の提出日から契約の締結日までに、島田市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中

ないこと。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

受託業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は、別に定める「島田市健康増進計画等策定に関する業務委託事業者選定委員会設置要綱」に基づき、実施する。

(2) 審査

選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、提出された提案書及び選考会の内容等について、別紙2-1「審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。（評価項目ごとに評価点数を合算し、委員数で除した点数（少数点以下2桁未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、平均評価点について1点台の項目がある場合は、候補者となることができない。（委員個々の評価内容ごとの評価点数に1点の点数がある場合であっても、委員全員による平均評価点数が1点台を上回れば、選定可能）また、評価点数について、満点は65点とするが、応募事業者が1者の場合は、審査の評価基準中「9.業務見積額」（配点5点）の比較対象が無い場合、同項目の配点は行わず、満点は60点とする。）

ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積金額の安価な応募者を受託予定者として選定する。金額も同額の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。尚、応募者が1者のみの場合も選定会を実施し、評価を行う。

(3) 選定結果の通知公表

- ・選定の結果については、審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の受託予定者を島田市ホームページで公表する。
- ・審査及び選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 契約協議及び契約

- ・市は、審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは予算の範囲内で速やかに契約を行うものとする。
- ・前項において、協議が整わない場合、市は審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- ・本件において予算案件等が議会で承認されないこと等により、事業を実施することができなくなった場合には、契約を締結できない場合がある。なお、契約が締結されなかった場合、それまでに要した経費は応募者が負うものとする。

提出書類

別紙 1

大項目	項目	内容説明	様式
	質問書	様式に従って作成してください。	様式 1
	参加申込書	様式に従って作成してください。	様式 2
	提案書 (表紙)	様式に従って作成してください。	様式 3
応募者の概要 及び実績	1 応募者の概要 (会社概要)	応募者 (会社) の概要がわかるもの (会社パンフレット代用可)	自由
	2 応募者の 主要業務実績	健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の策定に関する業務実績を様式に従い記入してください。	様式 4
提案内容 1. 作成計画 2. 推奨する 企画提案 3. 業務運営 組織体制	1 (1) 健康増進・食育 推進・自殺対策関係の 現状把握について	健康増進・食育推進・自殺対策関係の 現状について、把握している内容を記載 してください。	様式 5
	1 (2) 健康増進計画・ 食育推進計画・自殺対策 計画の考え方について	健康増進計画・食育推進計画・自殺対策 計画に対する考え方について記載し てください。	
	1 (3) 島田市健康増進 計画・食育推進計画・ 自殺対策計画策定業務 への考え方について	島田市健康増進計画・食育推進計画・ 自殺対策計画策定業務への考え方につ いて記載してください。	
	1 (4) 検討委員会・策 定委員会への考え方につ いて	検討委員会 (学識経験者や関係機関から 推薦された委員による会議)・策定委 員会 (島田市役所の関係課長が委員と なる会議) に対する考え方を記載して ください。	
	1 (5) 受託者と委託者 の役割分担について	受託者と委託者の役割分担について記 載してください。	
	1 (6) 健康増進計画・ 食育推進計画・自殺対策 計画策定業務の工程 について	健康増進計画・食育推進計画・自殺対策 計画策定業務の工程について記載し てください。	
	2 推奨する企画提案	推奨する企画提案があれば記載してく ださい。	
	3 (1) 配置予定職員数	この業務への配置予定職員数について 記載してください。	
	3 (2) 配置予定職員の 内訳	この業務への配置予定職員の内訳を記 載してください。	
	3 (3) 職員の経歴等	配置予定職員の経歴等について、業務 における役割・活動経歴を記載してく ださい。	
	見積書	策定業務の見積書を作成してください	自由
	積算内訳書	見積書の積算内訳を作成してください	自由

審査の評価基準

別紙2-1

評価項目	判断基準	配点
1. 基本的な考え方	(1)「健康増進・食育推進・自殺対策に対する考え方」 ・健康増進・食育推進・自殺対策に関する明確な考え方は感じられるか。	5
	(2)「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画への理解」 ・健康増進・食育推進・自殺対策関係の社会的背景の把握、基礎的な知識があるか。	5
2. 現状把握	(1)「現状把握①」 ・企画提案時点での島田市の現状把握度評価。地域性をふまえているか。	5
	(2)「現状把握②」 ・島田市独自の計画を策定しようとしているか。	5
3. 企画のポイント	(1)「企画ポイント全般」 ・企画全般の着眼点、発想、考え方はどうか。	5
	(2)「課題把握」 ・健康増進・食育推進・自殺対策関係の課題の把握はできているか。	5
4. 作業内容	(1)「策定作業全般」 ・作業内容が具体的かつ、効果的か。	5
	(2)「委員会対応」 ・委員会のサポート体制、効果的な進行のための提案はどうか。	5
5. 作業工程	(1)「役割分担」「スケジュール」 ・市職員の負担軽減。作業工程イメージの具体性。具体的、明確な順に高得点付与。	5
6. 業務体制	(1)「体制」 ・今回の業務遂行における体制の安心感。会社組織、体制構築度の高い順に高得点付与。	5
7. 実績	(1)「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の実績」 ・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の熟知度。全国情報の提供体制。実績の多い順に高得点付与。	5
8. 見積内容	(1)「見積内容は適当か」 ・見積書明細の具体性。	5
合 計		60

※評価点 5：特に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る

評価項目	判断基準	配点
9. 業務見積額	税込参考見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価点を換算する $X = \text{委託料上限額}$ $Y = \text{最低見積額}$ $Z = \text{評価対象見積額}$ 【Zの評価点数】 $5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$ ※少数点第3位を四捨五入	5

満点 65点